

2026年7月7日

団体年金事業部

国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令等の公布について

6月30日（火）に、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」（厚生労働省令第111号）が公布されました。施行日は12月1日です。

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

<https://www.kanpo.go.jp/20260630/20260630g00144/20260630g001440155f.html>

これは、4月28日付でパブリック・コメントに付されていた改正について、内容が確定し公布されたものです。

＜主な改正内容＞

- ・ iDeCoの加入区分として「第5号加入者」を新設し、60歳以上70歳未満の一定の者が新たにiDeCoへ加入できるよう、加入申出に関する規定を整備。
- ・ 第5号加入者が他の企業年金制度等から資産を移換する場合、iDeCo加入後3か月以内に移換申出を行うことを求めるなど、資産移換に関する手続を整備。
- ・ 制度施行後3年間の経過措置として、一定の60歳以上70歳未満の者について、第5号加入者としてiDeCoへの加入を認める特例を設ける。
- ・ 企業型DC及びiDeCoの拠出限度額引上げに伴い、掛金の増額を行う場合について、通常の掛金変更回数制限（年1回）の例外を設ける。
- ・ 国民年金の付加保険料や国民年金基金掛金の増額により拠出限度額を超える場合、iDeCo加入者掛金を減額できるよう掛金変更の例外規定を追加。
- ・ 企業型DCにおける「加入者掛金は事業主掛金以下」とする制限の撤廃や拠出限度額の引上げを踏まえ、関係様式を改正。
- ・ 簡易企業型DCが通常の企業型DCへ統合されることに伴い、関係様式から簡易企業型DCに関する記載を削除。
- ・ iDeCo加入申出手続の簡素化や法令間の整合を図るための所要の改正を実施。

【ご参考】

iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令案に関するご意見の募集について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2183>

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令等の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2123>

年金制度改正法の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2043>

以上